

研修セット（１）

児童虐待に関わる「５の問い」①

基礎編

（所要時間 ５～15分）

1 研修のポイント

- ・ 児童虐待の定義についての理解を深めることができます。
- ・ 方法によって、５分～15分の研修を行うことができます。

2 使用する資料

- ・ 【演習資料1】 児童虐待に関わる「５の問い」① 基礎編
- ・ 【演習解説1】 児童虐待に関わる「５の問い」① 基礎編解説

3 参考となる資料

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省 P1、2
- ・ 「児童虐待防止と学校」（文部科学省）モジュール1 P5、6
モジュール5 P21、22、P24、25
- ・ 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省 P76、P80、P82～87

4 研修の流れ

（１）５分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「５の問い」①を考える。
5	・ 「５の問い」①の基礎編解説を配布し、読み合う。

（２）15分で行う場合

分	内 容
2	・ 各自で「５の問い」①を考える。
7	・ グループで「５の問い」①について意見交換をする。
12	・ 指導者が解説する。
15	・ 感想を交流し、活動を振り返る。※

※ 振り返りのポイント

- ・ 児童虐待は、どの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであるという基本的認識に立つことが必要不可欠である。

お願い：本研修終了後、アンケートをFAXで送信してください。

【演習資料 1】

児童虐待に関わる「5の問い」① 基礎編

- ① 入浴をせず、食事をほとんどしていなくても、暴力を受けていなければ、児童虐待には当たらない。
- ② 養護教諭が生徒の身体に、多数のあざやたばこなどによる火傷跡等があるのを発見したが、高校生は、児童ではないので、児童虐待を疑う必要はない。
- ③ 性的虐待の相談を子供から受ける場合、「他の誰にも言わない」「親には言わないから」等の約束はしない。
- ④ 子供の前で行われる配偶者に対する暴力は、DVではあるが子供に直接の被害が及ばないため、児童虐待には当たらない。
- ⑤ 「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」が人権教育プログラム(Ⅲ 人権教育の効果的な推進のための参考資料)に載っているが、本校には該当する者がいないので、現在のところ活用する機会はない。

【演習解説1】児童虐待に関わる「5の問い」① 基礎編解説

問① 入浴をせず、食事をほとんどしていなくても、暴力を受けていなければ、児童虐待には当たらない。

解説 児童虐待には、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（保護の放棄又は怠慢）・心理的虐待があります。上記の例は、子供が心身ともに正常な発達をすることの妨げになるような放任や不適切な育児などに当たることから、ネグレクトにあてはまります。子供に対する攻撃的な言動があるわけではないため、判断しにくい面もありますが、学校では比較的、発見しやすい虐待でもあります。

参考：「児童虐待防止と学校」文部科学省 モジュール1 P5
モジュール5 P24
「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省 P76

問② 養護教諭が生徒の身体に、多数のあざやたばこなどによる火傷跡等があるのを発見したが、高校生は、児童ではないので、児童虐待を疑う必要はない。

解説 身体的虐待は、子供の身体に外傷が生ずる、または生ずるおそれのある暴行を加えることを言います。児童虐待の防止等に関する法律の第二条に、「児童とは、18歳に満たない者を言う」という記述があります。したがって、18歳未満であれば児童虐待の対象になることから、「高校生は児童虐待に関係がない」と言うことはできません。

参考：「児童虐待防止と学校」文部科学省 モジュール5 P21・22
「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省 P80、P82～85

問③ 性的虐待の相談を子供から受ける場合、「他の誰にも言わない」「親には言わないから」等の約束はしない。

解説 性的虐待は、対応が難しく、子供からの聞き取りにも専門的な技術を要求されます。黙っていて、教師が一人で抱え込むことにより、対応が遅れ事態を悪化させることもあります。性的虐待が疑われる場合には、学校として積極的な情報の収集確認を行うより前に、児童相談所などの専門家に早期に相談することが大切です。したがって、このような約束はしてはいけません。

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省 P25
「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省 P86・87

問④ 子供の前行われる配偶者に対する暴力は、DVではあるが子供に直接の被害が及ばないため、児童虐待には当たらない。

解説 平成16年の虐待防止法の改正により、DVを日常的に目撃していた子供は、たとえ直接的には暴行や暴言にさらされていなかったとしても、心理的には虐待を受けたと判断するものとされました。例えば、子供の目の前で繰り返される母親に対する暴力は、母親を守れない自責の念を子供に生じさせ、また、いつ自分に降りかかってくるかという恐怖から、不眠や心身症を発症する場合もあるとのこと。よって、上記の例は、心理的虐待に当たります。

参考：「児童虐待防止と学校」文部科学省 モジュール1 P6

モジュール5 P25

「養護教諭のための児童虐待対応の手引」文部科学省 P76

問⑤ 「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」が人権教育プログラム（Ⅲ 人権教育の効果的な推進のための参考資料）に載っているが、本校には該当する者がいないので、現在のところ活用する機会はない。

解説 該当する児童の有無にかかわらず、このチェックリストの活用をすることで、以下に示すように、児童虐待や対応等について校内で共通認識を図れる。

ア 学校内の組織的な対応や、通告後の対応など、児童虐待に係る基本的な理解を深めることができる。

イ 学校の取組の内容や方向性を説明し、保護者や地域の方々から協力を得るための啓発資料として活用することができる。

ウ 子供家庭支援センターの担当者や児童福祉司の氏名等を記入し、継続的に記録をとり続けることにより、相手の顔の見える実効性の高い連携を図ることができる。

参考：人権教育プログラム

平成22年5月11日付22教指企第140号

「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」の活用について（通知）